

メディア芸術所蔵情報等整備事業委託実施要項

平成27年4月1日
文化庁次長決定

1. 趣 旨

我が国でこれまで創造されてきたメディア芸術作品を保存・活用するために、必要な基盤となる作品の所蔵情報等の運用および利用促進を行い、もって我が国メディア芸術の振興を図る。

2. 委託業務の内容

対象とする事業は、次の（１）から（４）とする。

- （１）所蔵情報等の運用および利用促進等に関する調査研究を実施すること。
- （２）メディア芸術作品を保存・活用するために、必要な基盤となる作品の所蔵情報等を運用すること。
- （３）対象となる作品等の情報収集および所蔵情報等の利用促進を行うこと。
- （４）その他所蔵情報等の運用に必要な事項を実施すること。

3. 業務の委託先

業務の委託先は、メディア芸術に関する専門的知識と経験を有する我が国の団体で、原則として次の（１）又は（２）のいずれかに該当するものとする。

- （１）法人格を有する団体
- （２）法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
 - ア 定款に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- （１）業務の委託を受けようとする団体は、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- （２）文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、当該団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- （１）文化庁は、業務を委託した団体（以下「実施団体」という。）に予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として

支出する。

- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。